

鳥取県教育委員会告示第4号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第1項の規定に基づき、指定技能教育施設の設置者から当該指定技能教育施設の名称の変更の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年3月5日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 変更の届出をした指定技能教育施設の名称
学校法人鶏鳴学園あすなろ予備校
- 2 変更の届出があった事項
指定技能教育施設の名称
変更前 学校法人鶏鳴学園専修学校あすなろ予備校
変更後 学校法人鶏鳴学園あすなろ予備校
- 3 変更年月日
平成25年4月1日